

## 奈良県感染症予防計画 パブコメ前後表

パブコメ後	パブコメ前																						
第一～第二 (略)	第一～第二 (略)																						
第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項																						
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>(4) <b>県等は</b>、入院措置や就業制限など一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、必要最小限のものとするべきであり、患者等の人権を尊重する。</p> <p>(5) <b>県等は</b>、対人措置及び対物措置を実施するにあたっては、感染症発生動向調査や積極的疫学調査等により収集された情報を適切に活用する。</p> <p>(6) <b>県等は</b>、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体や社会福祉施設等の関係団体等、近隣の府県との役割分担及び連携体制について、あらかじめ構築しておく。</p> <p>(7) <b>県等は</b>、複数の都道府県等にまたがり感染症がまん延した場合には、国の技術的援助等を活用するとともに、国や他の都道府県等との連携体制をあらかじめ構築しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>(4) 入院措置や就業制限など一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、必要最小限のものとするべきであり、患者等の人権を尊重する。</p> <p>(5) 対人措置及び対物措置を実施するにあたっては、感染症発生動向調査や積極的疫学調査等により収集された情報を適切に活用する。</p> <p>(6) 特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体や社会福祉施設等の関係団体等、近隣の府県との役割分担及び連携体制について、あらかじめ構築しておく。</p> <p>(7) 複数の都道府県等にまたがり感染症がまん延した場合には、国の技術的援助等を活用するとともに、国や他の都道府県等との連携体制をあらかじめ構築しておく。</p> <p>(略)</p>																						
第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項																						
<p>1. 情報の収集、調査及び研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を <b>し、必要に応じて県等とその結果を共有する。</b></p> <p>(略)</p>	<p>1. 情報の収集、調査及び研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。</p> <p>(略)</p>																						
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項																						
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健研究センターは、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し <b>平時から</b> 技術支援や精度管理等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>【数値目標】</p>	<p>1. 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健研究センターは、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>【数値目標】</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>流行初期</th> <th>流行初期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検査体制</td> <td>検査の実施能力</td> <td>1,179 件/日</td> <td>3,432 件/日</td> </tr> <tr> <td>保健研究センターの検査機器の数</td> <td>3 台</td> <td>3 台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	流行初期	流行初期以降	検査体制	検査の実施能力	1,179 件/日	3,432 件/日	保健研究センターの検査機器の数	3 台	3 台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>流行初期</th> <th>流行初期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検査体制</td> <td>検査の実施能力</td> <td>1,179 件/日</td> <td>3,432 件/日</td> </tr> <tr> <td>保健研究センターの検査機器の数</td> <td>3 台</td> <td>3 台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	流行初期	流行初期以降	検査体制	検査の実施能力	1,179 件/日	3,432 件/日	保健研究センターの検査機器の数	3 台	3 台
区分	項目	流行初期	流行初期以降																				
検査体制	検査の実施能力	1,179 件/日	3,432 件/日																				
	保健研究センターの検査機器の数	3 台	3 台																				
区分	項目	流行初期	流行初期以降																				
検査体制	検査の実施能力	1,179 件/日	3,432 件/日																				
	保健研究センターの検査機器の数	3 台	3 台																				
※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定																							

パブコメ後	パブコメ前
<p>第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (略)</p> <p>3. 県による医療の提供体制 (略)</p> <p>(10) <b>県は</b>、(6)の第二種協定指定医療機関のうち、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、社会福祉施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行う医療機関、薬局、訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結し、特に社会福祉施設等に対する医療支援体制を確認する。 (略)</p> <p>4. その他、感染症に係る医療の提供</p> <p>(1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがある。具体的には、一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供される。そのため、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずる <b>とともに</b>、感染症患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療を提供する。県等は、疾患ごとの普及啓発や周知に努める。 (略)</p>	<p>第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (略)</p> <p>3. 県による医療の提供体制 (略)</p> <p>(10) (6)の第二種協定指定医療機関のうち、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、社会福祉施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行う医療機関、薬局、訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結し、特に社会福祉施設等に対する医療支援体制を確認する。 (略)</p> <p>4. その他、感染症に係る医療の提供</p> <p>(1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがある。具体的には、一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供される。そのため、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずる。<u>さらに</u>、感染症患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療を提供する。県等は、疾患ごとの普及啓発や周知に努める。 (略)</p>

パブコメ後				パブコメ前					
<b>【数値目標】</b>				<b>【数値目標】</b>					
区分	項目	流行初期	流行初期以降	区分	項目	流行初期	流行初期以降		
医療提供体制	協定締結医療機関(入院)の確保病床数(感染症病床含む)	368 床	566 床	医療提供体制	協定締結医療機関(入院)の確保病床数(感染症病床含む)	368 床	566 床		
	うち、重症者病床	27 床	36 床		うち、重症者病床	27 床	36 床		
	協定締結医療機関(発熱外来)の確保医療機関数	237 機関	252 機関		協定締結医療機関(発熱外来)の確保医療機関数	237 機関	252 機関		
	協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数		557 機関		協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数		557 機関		
	種別	病院			23 機関	種別	病院		23 機関
		診療所			227 機関		診療所		227 機関
		訪問看護事業所			33 機関		訪問看護事業所		33 機関
		薬局			274 機関		薬局		274 機関
	協定締結医療機関(後方支援)の機関数				37 機関	協定締結医療機関(後方支援)の機関数			37 機関
	協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数				156 人	協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数			156 人
	職種別	医師			70 人	職種別	医師		70 人
		看護師			67 人		看護師		67 人
		その他			19 人		その他		19 人
	感染症医療担当従事者				57 人	感染症医療担当従事者			57 人
職種別	医師		18 人	職種別	医師		18 人		
	看護師		30 人		看護師		30 人		
	その他		9 人		その他		9 人		
感染症予防等業務対応関係者			99 人	感染症予防等業務対応関係者			99 人		
職種別	医師		52 人	職種別	医師		52 人		
	看護師		37 人		看護師		37 人		
	その他		10 人		その他		10 人		
DMAT(医師、看護師、その他)			138 人	DMAT(医師、看護師、その他)			138 人		
DPAT(医師、看護師、その他)			8 人	DPAT(医師、看護師、その他)			8 人		
物資の確保	個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関の数		559 機関	物資の確保	個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関の数		559 機関		
	上記のうち、十分な PPE を備蓄		447 機関		上記のうち、十分な PPE を備蓄		447 機関		
※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定				※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定					
第七 (略)				第七 (略)					
第八 宿泊施設の確保に関する事項				第八 宿泊施設の確保に関する事項					
(略)				(略)					
<b>【数値目標】</b>				<b>【数値目標】</b>					
区分	項目	流行初期	流行初期以降	区分	項目	流行初期	流行初期以降		
宿泊療養体制	協定締結宿泊施設の確保居室数	108 室	1,083 室	宿泊療養体制	協定締結宿泊施設の確保居室数	108 室	1,083 室		
※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定				※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定					

パブコメ後				パブコメ前					
第九～第十一 (略)				第九～第十一 (略)					
第十二 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (略)				第十二 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (略)					
【数値目標】				【数値目標】					
保健所の 体制整備	区分	項目		保健所の 体制整備	区分	項目			
		研修・訓練を(年1回以上)実施した医療機関数	559 機関			研修・訓練を(年1回以上)実施した医療機関数	559 機関		
		研修・訓練を(年1回以上)実施した医療機関/全協定締結医療機関数	100%			研修・訓練を(年1回以上)実施した医療機関/全協定締結医療機関数	100%		
		研修・訓練を(年1回以上)実施した回数	保健所		1 回		研修・訓練を(年1回以上)実施した回数	保健所	1 回
			都道府県等職員		1 回			都道府県等職員	1 回
		即応可能な IHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数)			38 人		即応可能な IHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数)		38 人
		保健所別	郡山保健所		10 人		保健所別	郡山保健所	10 人
			中和保健所		16 人			中和保健所	16 人
	吉野保健所		2 人		吉野保健所	2 人			
	奈良市保健所		10 人		奈良市保健所	10 人			
※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定				※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定					
第十三 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (略)				第十三 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (略)					
【数値目標】				【数値目標】					
		項目				項目			
		流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保	14,007 人			流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保	14,007 人		
		保健所別	郡山保健所	3,755 人			郡山保健所	3,755 人	
			中和保健所	5,156 人			中和保健所	5,156 人	
			吉野保健所	1,196 人			吉野保健所	1,196 人	
			奈良市保健所	3,900 人			奈良市保健所	3,900 人	
※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定				※新型コロナウイルス感染症の対応を参考に設定					
第十四～第十六 (略)				第十四～第十六 (略)					